会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領(以下「運営要領」という。)第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

平成27年7月7日中央防災会議 会長 安倍 晋三

記

記			
件	名	年月日	事項
梅雨期及期におけ態勢の強いて	ける防災	H26.5.27	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各 指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
		H27.5.22	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各 指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
		小 計	2件
降積雪期 る防災態	長勢の強	H26.12.8	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行 政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
化等につ	いて	小 計	1件
融雪出水期にお ける防災態勢の 強化について		H27.3.25	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行 政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
独化につい	J (小 計	1件
首都直下均 急対策区均 定		H27.3.31	首都直下地震対策特別措置法第3条に基づく緊急対策区域の指定及び解除
		小 計	1件
地域防災記 修正		H26.5.20	宮城県2件、広島県
		H26.5.30	福島県、青森県、長野県
	v=1 = -	H26.7.29	福岡県、島根県、鳥取県、愛媛県、福井県、佐賀県、奈良県、岐阜県
	き計画の	H26.8.28	北海道、秋田県、山梨県、大阪府、熊本県、岩手県2件、鹿児島県
		H26.12.10	石川県、埼玉県、東京都、大分県、愛知県、富山県、茨城県
		H27.3.4	岡山県、広島県、山口県、栃木県、宮崎県、山形県、兵庫県、香川県、愛媛県
		H27.5.11	滋賀県、京都府、群馬県、新潟県、三重県
		小 計	4 3 件
激甚災害の指		H26. 4. 9	平成25年台風第26号による東京都大島町に適用すべき中小企業に関する特別の助成措置の適用期限の延長(平成27年5月7日まで)
		H26. 8. 5	平成26年7月9日及び10日の暴風雨及び豪雨による長野県木曽郡南木曽町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定
		H26. 8. 28	平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激 甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定
		H26. 9. 17	平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激 基災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正
	₹の指定	H26. 11. 6	平成26年10月13日及び14日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定
		H26. 12. 4	平成26年11月22日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害 についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定
		H27. 2. 27	平成26年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定
		H27. 3. 11	平成12年から平成25年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害の 災害期間の延長
		H27. 3. 11	東日本大震災に適用すべき中小企業に関する特別の助成措置の適用期限の延長(平成28年3月31日まで)
		H27. 4. 15	平成25年台風第26号による東京都大島町に適用すべき中小企業に関する特別の助成措置の適用期限の延長(平成28年5月7日まで)
		小 計	<u>10件</u> 58件
			<u>> ∘ ⊤</u>